都市計画法(抜粋)

(定義)

第四条

- 2 この法律において<u>「都市計画区域」</u>とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。
- 10 この法律において「建築物」とは建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。
- 1 1 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの(以下「第一種特定工作物」という。)又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの(以下「第二種特定工作物」という。)をいう。
- 12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

(都市計画区域)

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

(開発行為の許可)

- 第二十九条 <u>都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りではない。</u>
 - 一 <u>市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う</u> 開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
 - 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において 行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務 を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
 - 三 駅舎その他の鉄道の施設、社会福祉施設、医療施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。) 公民館、変電所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - 四 国、都道府県、指定都市等、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この節において「事務処理市町村」という。) 都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わつている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行う開発行為
 - 五 都市計画事業の施行として行う開発行為

- 六 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
- 七 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
- 八 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
- 九 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、 まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為
- 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- 十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(開発許可の基準)

- 第三十三条 <u>都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していな</u>いと認めるときは、開発許可をしなければならない。
 - 一 当該申請に係る開発区域内の土地について、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、 流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区(以下「用途地域等」という。)が定められ ているときは、予定建築物等の用途が当該用途地域等(特別用途地区にあつては建築基準法第 四十九条第一項又は第二項の条例、特定用途制限地域にあつては同法第四十九条の二の条例、 港湾法第三十九条第一項の分区にあつては同法第四十条第一項の条例)に適合していること。 ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用 途に適合するものにあつては、この限りでない。
 - 二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発 行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地(消防に必要な水利が十分 でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。)が、次に掲げる事項を勘案して、 環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び 構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接 続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定 められているときは、設計がこれに適合していること。
 - イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
 - ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
 - 八 予定建築物等の用途
 - 二 予定建築物等の敷地の規模及び配置
 - 三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法(昭和三十 三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によ つて開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に 配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市 計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。
 - イ 当該地域における降水量
 - ロ 前号イから二までに掲げる事項及び放流先の状況
 - 四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発 行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イから二までに掲げる事項を勘案して、当 該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置される ように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定め られているときは、設計がこれに適合していること。
 - 五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等(地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画にあつては当該土地についての地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画が定められているものに、住宅地高度利用地区計画又は再開発地区計画にあつては第十二条の六第二項第二号に規定する施設の配置及び規模若しくは当該土地についての住宅地高度利用地

区整備計画が定められているもの又は都市再開発法第七条の八の二第二項第二号に規定する施設の配置及び規模若しくは当該土地についての再開発地区整備計画が定められているものに、防災街区整備地区計画にあつては当該土地についての地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められているものに限る。)が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

- 六 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。
- 七 開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。
- 八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二号イから二までに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。
- 十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第二号イから二までに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。
- 十一 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の 便等からみて支障がないと認められること。
- 十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- 十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 十四 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の

土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。

- 4 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。
- 第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。
 - 一 当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - 二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
 - 三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物 又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又 は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
 - 四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
 - 四の二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成五年法律第七十二号)第九条第一項 の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的(同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。)に従つて行う開発行為
 - 五 都道府県が国又は中小企業総合事業団と一体となつて助成する中小企業の事業の共同化又は 工場、店舗等の集団化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建 設の用に供する目的で行う開発行為
 - 六 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連 を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図る ため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に 供する目的で行う開発行為
 - 七 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内 において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の 用に供する目的で行う開発行為
 - 八 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は 建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築 又は建設の用に供する目的で行う開発行為
 - 八の二 地区計画又は集落地区計画の区域(地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
 - 八の三 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的

な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県(指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。)の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

- 八の四 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域 内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準 に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- 九 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為(政令で定める期間内に行うものに限る。)
- 十 <u>前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する開発行為で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの</u>
 - イ 開発区域の面積 (開発区域が市街化調整区域の内外にわたるときは、その全体の面積)が 政令で定める面積を下らない開発行為で、市街化区域における市街化の状況等からみて当該 申請に係る開発区域内において行うことが当該都市計画区域における計画的な市街化を図る 上に支障がないと認められるもの
 - ロ <u>開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内</u> <u>において行うことが困難又は著しく不適当と認められるもの</u>

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

- 第四十三条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、 都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物 以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又 はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならな い。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に ついては、この限りでない。
 - 国又は第二十九条第一項第四号に規定する地方公共団体若しくは港務局が行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
 - 二 都市計画事業の施行として行なう建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工 作物の新設
 - 三 非常災害のため必要な応急措置として行なう建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 一種特定工作物の新設
 - 四 仮設建築物の新築
 - 五 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の 区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
 - 六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に 準じて、政令で定める。

都市計画法施行令

(特定工作物)

- 第一条 都市計画法(以下「法」という。)第四条第十一項の周辺の地域の環境の悪化をもたらす おそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - ー アスファルトプラント
 - 二 クラッシャープラント
 - 三 危険物(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十六条第一項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいう。)の貯蔵又は処理に供する工作物(石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二 に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第二号亦に規定する補給施設に該当するもの、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業(同項第七号に規定する特定規模電気事業を除く。)の用に供する同項第十四号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十二項に規定するガス工作物(同条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)に該当するものを除く。)
- 2 法第四条第十一項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一 ヘクタール以上のものとする。
 - 一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。)の施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。)

二 墓園

(法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模)

第十九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模は、次の表の第一欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる規模とする。ただし、同表の第三欄に掲げる場合には、都道府県知事(指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)は、都道府県の規則(指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の規則。以下この節において同じ。)で、区域を限り、同表の第四欄に掲げる範囲内で、その規模を別に定めることができる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
市街化区域	于m²	市街化の状況により、無秩序 な市街化を防止するため特に 必要があると認められる場合	三百m²以上 千m²未満
区域区分が定められていない都 市計画区域及び準都市計画区域	三千m²	市街化の状況等により特に必 要があると認められる場合	三百m²以上 三千m²未満

- 2 都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が次に掲げる 区域内にあるものの区域についての前項の表市街化区域の項の規定の適用については、同項中「千 平方メートル」とあるのは、「五百平方メートル」とする。
 - 一 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
 - 二 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
 - 三 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

(法第二十九条第一項第二号及び第二項第一号の政令で定める建築物)

- 第二十条 法第二十九条第一項第二号及び第二項第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - 一 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物
 - 二 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設その他これらに類する農業、林業又は漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物
 - 三 家畜診療の用に供する建築物
 - 四 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又 は索道の用に供する建築物
 - 五 前各号に掲げるもののほか、建築面積が九十平方メートル以内の建築物
- (法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物)
- 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものと する。
 - 一 道路法第二条第一項に規定する道路又は道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道(同法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)を構成する建築物
 - 二 河川法 が適用され、又は準用される河川を構成する建築物
 - 三 都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物
 - 四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第五項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設である建築物又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する施設である建築物
 - 五 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設である建築物
 - 六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送 事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第六項に規定する特別積合せ 貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法第二条 第五項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物
 - 七 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設である建築物又は漁港漁場整備法第三条に規定する 漁港施設である建築物
 - 八 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設である建築物
 - 九 航空法による公共の用に供する飛行場に建築される建築物で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第二条第四項に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの用に供する建築物
 - 十 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設である 建築物
 - 十一 郵便事業の用に供する施設である建築物
 - 十二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設である建築物
 - 十三 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による放送事業の用に供する放送設備である建

築物

- 十四 電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業(同項第七号 に規定する特定規模電気事業を除く。)の用に供する同項第十四号 に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第二条第十二項に規定するガス工作物(同条第一項 に規定する一般ガス事業又は同条第三項 に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)を設置する施設である建築物
- 十五 電源開発株式会社が設置し、又は改良する発電施設又は送電施設である建築物
- 十六 水道法第三条第二項に規定する水道事業若しくは同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設である建築物、工業用水道事業法 昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設である建築物又は下水道法第二条第三号から第五号までに規定する公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設である建築物
- 十七 水害予防組合が水防の用に供する施設である建築物
- 十八 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項 に規定する図書館の用に供する 施設である建築物又は博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する 博物館の用に供する施設である建築物
- 十九 国、都道府県及び市町村並びに雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設並びに国及び雇用・能力開発機構が設置する同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校である建築物
- 二十 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第七項 に規定する火 葬場である建築物
- 二十一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第二条第二項 に規定すると畜場である建築 物又は化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)第一条第二項 に規定する化製 場若しくは同条第三項に規定する死亡獣畜取扱場である建築物
- 二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)による公衆便所、 し尿処理施設若しくはごみ処理施設である建築物又は浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号) 第二条第一号に規定する浄化槽である建築物
- 二十三 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四項 に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は市町村(指定都市等及び法第二十九条第一項第四号 に規定する事務処理市町村を除き、都の特別区を含む。以下この条において同じ。)が設置する市場の用に供する施設である建築物
- 二十四 自然公園法第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然 公園のこれに相当する事業により建築される建築物
- 二十五 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第一項に規定する住宅地区改良 事業により建築される建築物
- 二十六 市町村、市町村がその組織に加わつている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が 設置団体である地方開発事業団が設置する庁舎、研究所その他直接その事務又は事業の用に供 する建築物
- 二十七 日本原子力研究所が研究の用に供する施設である建築物
- 二十八 核燃料サイクル開発機構が核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号) 第二十四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物
- 二十九 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八 条第一項第一号の施設である建築物
- 三十 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)第二十二条第一項第一 号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設である建築物
- 三十一 新エネルギー・産業技術総合開発機構が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関

する法律 (昭和五十五年法律第七十一号)第三十九条第一項第一号若しくは第三号に掲げる 業務、産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号) 第四条第一号若しくは第二号に掲げる業務又はエネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号)第二十一条の二第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

(法第三十四条第七号の政令で定める危険物等)

- 第二十九条の四 法第三十四条第七号の政令で定める危険物は、火薬類取締法(昭和二十五年法律 第百四十九号)第二条第一項の火薬類とする。
- 2 法第三十四条第七号の市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当な建築物又は 第一種特定工作物として政令で定めるものは、火薬類取締法第十二条に規定する火薬庫である建 築物又は第一種特定工作物とする。